

明日香村下水道事業 経 営 戦 略

計画期間：令和 7 年度～令和 16 年度

令和 7 年 3 月

奈良県 明日香村 地域づくり課

目次

1. 経営戦略の改定について	1
2. 事業概要	2
(1) 事業の現況	2
(2) 民間活力の活用等	7
(3) 経営指標を活用した現状分析と課題	7
3. 将来の事業環境	14
(1) 処理区域内人口の予測	14
(2) 有収水量の予測	15
(3) 使用料収入の見通し	15
(4) 施設の見通し	16
(5) 組織の見通し	16
4. 経営の基本方針	17
5. 投資・財政計画（収支計画）	18
(1) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	18
(2) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	27
(3) 収支構造の適正化及び経費回収率の向上に向けた取組（ロードマップ）	29
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	31

1. 経営戦略の改定について

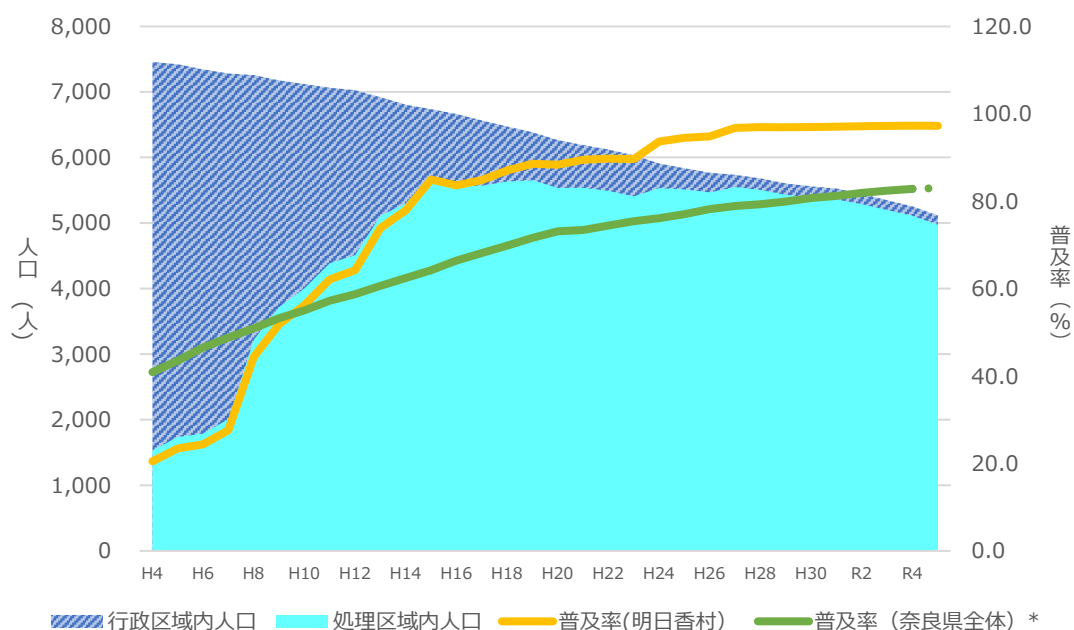
明日香村（以下、本村という。）では、1980 年（昭和 55 年）から 4 次にわたる明日香村整備計画に基づく取り組みによって、住民生活を支える下水道の整備水準の向上を図ってきました。その結果、下水道普及率¹は令和 5 年度末時点で 97.2%と、奈良県内市町村の平均と比べても高い水準になっています。

一方、整備から年月が経過し、老朽化対策が必要となってきたところですが、1990 年以降は村の人口が減少し続けており、節水機器の普及による影響もあわせて、水需要の減少による使用料収入の減少が進んでいます。

このような厳しい経営環境の下、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、令和元年度には公営企業会計に移行して「経営の見える化」を図るとともに、令和 2 年度から令和 11 年度を計画期間として「明日香村下水道事業経営戦略」を策定しました。

策定から 5 年が経過し、令和 3 年度から令和 4 年度に策定した「ストックマネジメント基本計画」に基づく投資計画や、さまざまな経営環境の変化を反映した実行性のある戦略にするため、投資・財政計画の見直しを含めた経営戦略の改定を行いました。

図 1 下水道普及率の推移



* データ引用 奈良県 HP

¹ 下水道普及率=処理区域内人口／行政区域内人口

2. 事業概要

(1)事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供用開始後年数)	公共下水道事業：平成 4 年 5 月 15 日(供用開始後 32 年) 特定環境保全公共下水道事業：平成 7 年 4 月 25 日 (供用開始後 29 年)
法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適用（一部適用） ※平成 31 年 4 月 1 日から地方公営企業法の財務規定等を用いています。
処 理 区 域 内 人 口 密 度 (令和 6 年 3 月 31 日現在)	公共下水道事業：19.8 人/ha 特定環境保全公共下水道事業：12.8 人/ha
流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1
処 理 場 数	0
広域化・共同化・ 最 適 化 ² 実施状況	奈良県の大和川上流・宇陀川流域下水道（第二処理区）に接続しています。

本村は県の流域下水道に接続しているため、処理場は保有していません。維持管理している主な施設は、管路施設（管渠・マンホール本体・マンホール蓋）およびマンホールポンプ施設です。

² 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

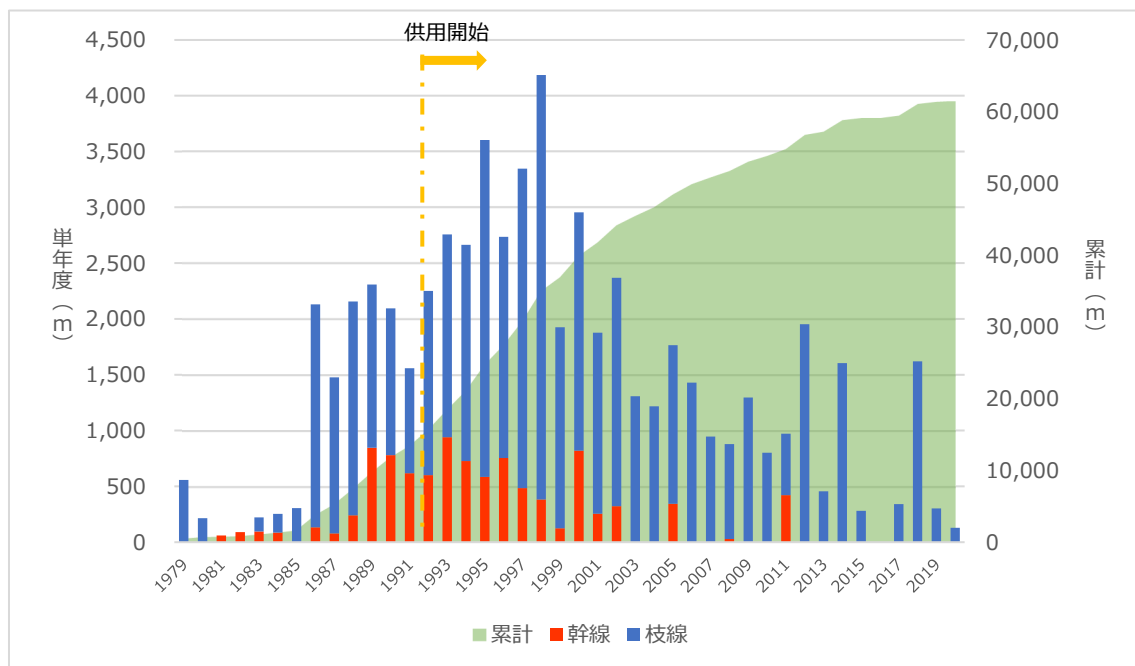
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

(ア) 管渠

管渠の総延長は約 61 km です。最も古いものは布設後 45 年、供用開始後 30 年強が経過していますが、法定耐用年数の 50 年を超えた管渠はまだありません。

図 2 布設年度別管渠延長



(イ) マンホール蓋

マンホール蓋は概ね管渠布設と同時期に設置されました。マンホール蓋の法定耐用年数は車道に設置されているもので 15 年、その他は 30 年とされていますので、一部は法定耐用年数を超えて使用されています。

表 1 マンホール蓋設置箇所数

道路種別	箇所数 (箇所)			割合 (%)
	幹線	枝線	合計	
国 道	1	17	18	0.60
県 道	48	213	261	8.66
村 道	104	2,502	2,606	86.49
歩 道	17	111	128	4.25
合 計	170	2,843	3,013	100.00

*歩道は、国道、県道、村道の歩道すべて

(ウ) マンホールポンプ場

マンホールポンプ場の主な資産は機械装置及び電気計装設備であり、法定耐用年数は20年程度と比較的短いため、現在、法定耐用年数を超えて使用している資産が多くなっています。

表 2 マンホールポンプ場一覧

施設名	主な資産	設置（更新） 年度
奥山マンホールポンプ場	汚水ポンプ、制御盤、水位計、非常通報装置	1997
雷マンホールポンプ場	汚水ポンプ、制御盤、水位計、非常通報装置	2011
祝戸マンホールポンプ場	汚水ポンプ	2010（更新）
	制御盤、水位計、非常通報装置	1997
阪田マンホールポンプ場	汚水ポンプ、制御盤、非常通報装置	2010
	水位計	2021（更新）
上平田マンホールポンプ場	汚水ポンプ、制御盤、水位計、非常通報装置	2001
御園マンホールポンプ場	汚水ポンプ、制御盤、水位計、非常通報装置	2011
稲渕第1マンホールポンプ場	汚水ポンプ、制御盤、水位計、非常通報装置	2009
稲渕第2マンホールポンプ場	汚水ポンプ、制御盤、水位計、非常通報装置	2009
稲渕第3マンホールポンプ場	汚水ポンプ、制御盤、水位計、非常通報装置	2010
大根田マンホールポンプ場	汚水ポンプ、制御盤、水位計、非常通報装置	1997
阿部山マンホールポンプ場	汚水ポンプ、制御盤、引込開閉器盤、 水位計、非常通報装置	2014
栢森第1マンホールポンプ場	汚水ポンプ、制御盤、水位計、非常通報装置	2011
栢森第2マンホールポンプ場	汚水ポンプ、制御盤、水位計、非常通報装置	2012
真弓マンホールポンプ場	汚水ポンプ、制御盤、水位計、非常通報装置	2019

② 使 用 料

本村の下水道使用料体系は、汚水処理量に応じて支払額が変動する「従量料金制」を採用しています。

また、主に一般家庭から排除される「一般排水」、工場その他の事業所から排除される「中間排水」「特定排水」に区分して料金単価を設定しています。

この下水道使用料体系は、設備投資や維持管理に多額の費用を要することから、これに伴う費用を大口使用者の料金に反映させ、一般家庭の使用料を低廉化する政策的観点から導入しています。また、特定排水については、汚水の水質に応じた料金を加算することで、高度な汚水処理が必要な使用者に対して応分の負担を課しています。

表 3 料金表（税抜）

(1)水量使用料

排水区分	水量使用料（汚水排出量 1 m ³ につき）	金額（税抜）
一般排水	① 公衆浴場（共同浴場を含む）	80 円
	② その他の排水	120 円
中間排水	300 m ³ /月超、750 m ³ /月以下	170 円
特定排水	750 m ³ /月超	220 円

(2)水質使用料

項目別 水質区分	水質使用料（汚水排出量 1 m ³ につき）	
	ア 生物化学的酸素要求量 （1 ㍒につき 5 日間に）	イ 浮遊物質量 （1 ㍒につき）
200m g を超え 300m g 以下	12 円	17 円
300m g を超え 600m g 以下	37 円	49 円
600m g を超え 1000m g 以下	81 円	104 円
1000m g を超え 1500m g 以下	138 円	175 円

～ 参考 ～

条例上の使用料*1 （20 m ³ あたり） （税抜）	令和 3 年度 2,400 円	実質的な使用料*2 （20 m ³ あたり） （税抜）	令和 3 年度 2,426 円
	令和 4 年度 2,400 円		令和 4 年度 2,430 円
	令和 5 年度 2,400 円		令和 5 年度 2,423 円

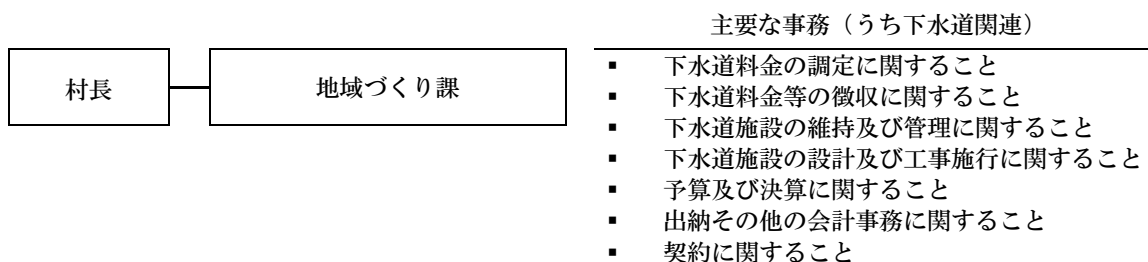
*1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいう。

*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組 織

本村の下水道事業は長（村長）のもと、地域づくり課が所管しています。組織および主要な事務分掌は次のとおりです。

図 3 組織および事務分掌



令和7年1月末現在、地域づくり課には13名の職員が在籍しています。そのうち下水道事業に所属する職員数は2名です。

表 4 地域づくり課職員の内訳

職	人数	職種
課長	1	一般行政
主幹	1	一般行政
課長補佐	1	一般行政
係長・専門員	4	一般行政
主査	1	一般行政
主事	1	一般行政
事務員	1	一般行政
会計年度任用職員	3	臨時
(合計)	13	

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプの保守点検を民間委託しています。 使用料は上水道と同時徴収しています（下水道事業は水道事業に委託料を支払っています。）が、水道事業は使用量の検針と集金を民間委託し、業務の効率化を図っています。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度は採用していません。
	ウ PPP・PFI	PPP・PFI 等は現在のところ導入していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当事項はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	活用可能な未利用土地や施設等はありません。

(3)経営指標を活用した現状分析と課題

下水道法上の区分により、本村には市街化区域における公共下水道（狭義の公共下水道）と市街化区域以外における特定環境保全公共下水道がありますが、いずれも流域下水道に接続しており、経営管理上、特段の区別をしていないことから、現状分析は下水道事業全体の数値に基づいて行います。

なお、グラフ中、比較対象としている類似団体は、処理区域内人口 3 万人未満、処理区域内人口密度 25 人/ha 未満、供用開始後 30 年以上の公共下水道（狭義）の平均値です。

① 経営の健全性・効率性

(ア) 経常収支比率

指標の意味	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。 単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。																						
算 定 式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$																						
分析・評価 黒字であることを示す、100%以上で推移しており、現状は比較的良好な水準と言えます。 ただし、経常収益のうち一般会計からの繰入金は 4 割程度を占めており、繰入金に依存した経営状況となっています。 また、年々減少傾向にあるため、100%超を維持するための改善策を検討する必要があります。																							
経常収支比率（%） <table><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>明日香村</td><td>119.62</td><td>107.94</td><td>107.38</td><td>104.69</td><td>104.69</td></tr><tr><td>類似団体</td><td>109.21</td><td>107.81</td><td>107.54</td><td>105.35</td><td>106.80</td></tr></table>							R1	R2	R3	R4	R5	明日香村	119.62	107.94	107.38	104.69	104.69	類似団体	109.21	107.81	107.54	105.35	106.80
	R1	R2	R3	R4	R5																		
明日香村	119.62	107.94	107.38	104.69	104.69																		
類似団体	109.21	107.81	107.54	105.35	106.80																		

(イ) 累積欠損金比率

指標の意味	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標です。 累積欠損金が発生していないことを示す0％であることが求められます。				
算 定 式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$				
分析・評価					
欠損金は生じおらず、当指標については問題ありません。					

累積欠損金比率（％）					
	R1	R2	R3	R4	R5
明日香村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
類似団体	15.73	18.20	19.06	26.07	26.89

(ウ) 流動比率

指標の意味	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。 一般的に 100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。																						
算 定 式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$																						
分析・評価																							
流動比率 (%) <table><thead><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr></thead><tbody><tr><td>明日香村</td><td>13.85</td><td>13.81</td><td>22.38</td><td>30.77</td><td>47.00</td></tr><tr><td>類似団体</td><td>57.26</td><td>48.56</td><td>47.58</td><td>65.87</td><td>77.26</td></tr></tbody></table>							R1	R2	R3	R4	R5	明日香村	13.85	13.81	22.38	30.77	47.00	類似団体	57.26	48.56	47.58	65.87	77.26
	R1	R2	R3	R4	R5																		
明日香村	13.85	13.81	22.38	30.77	47.00																		
類似団体	57.26	48.56	47.58	65.87	77.26																		

(エ) 企業債残高対事業規模比率

指標の意味	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。 明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。																						
算 定 式	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$																						
企業債残高対事業規模比率（％） <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>■ 明日香村</td><td>576.23</td><td>413.64</td><td>776.54</td><td>695.76</td><td>748.72</td></tr><tr><td>● 類似団体</td><td>1,130.42</td><td>1,245.10</td><td>1,108.80</td><td>742.08</td><td>730.84</td></tr></table>							R1	R2	R3	R4	R5	■ 明日香村	576.23	413.64	776.54	695.76	748.72	● 類似団体	1,130.42	1,245.10	1,108.80	742.08	730.84
	R1	R2	R3	R4	R5																		
■ 明日香村	576.23	413.64	776.54	695.76	748.72																		
● 類似団体	1,130.42	1,245.10	1,108.80	742.08	730.84																		
分析・評価		直近 5 年間の推移をみると、企業債残高は減少傾向にあるものの、営業収益も減少しているため、比率は改善していません。 なお、企業債残高のうち、約 6 割を一般会計が負担する予定となっています。																					

(オ) 経費回収率

指標の意味	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。 経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。																						
算 定 式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$																						
経費回収率 (%) <table><thead><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr></thead><tbody><tr><td>明日香村</td><td>77.64</td><td>80.74</td><td>80.88</td><td>80.99</td><td>80.75</td></tr><tr><td>類似団体</td><td>74.17</td><td>79.77</td><td>79.63</td><td>86.51</td><td>89.17</td></tr></tbody></table>							R1	R2	R3	R4	R5	明日香村	77.64	80.74	80.88	80.99	80.75	類似団体	74.17	79.77	79.63	86.51	89.17
	R1	R2	R3	R4	R5																		
明日香村	77.64	80.74	80.88	80.99	80.75																		
類似団体	74.17	79.77	79.63	86.51	89.17																		
		分析・評価																					
		100%を下回っており、現状では使用料で回収すべき経費を、使用料で十分に賄えておらず、一般会計からの繰入に依存している状況です。 今後、健全な事業運営を行っていくためには、適正な水準の使用料を設定し、一般会計への依存度を減らしていく必要があります。																					

(カ) 汚水処理原価

指標の意味	有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。 経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。																						
算 定 式	汚水処理費（公費負担分を除く） 年間総有収水量																						
汚水処理原価（円） <table><thead><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr></thead><tbody><tr><td>明日香村</td><td>155.58</td><td>150.00</td><td>150.00</td><td>150.00</td><td>150.00</td></tr><tr><td>類似団体</td><td>230.95</td><td>214.56</td><td>213.66</td><td>188.24</td><td>184.85</td></tr></tbody></table>							R1	R2	R3	R4	R5	明日香村	155.58	150.00	150.00	150.00	150.00	類似団体	230.95	214.56	213.66	188.24	184.85
	R1	R2	R3	R4	R5																		
明日香村	155.58	150.00	150.00	150.00	150.00																		
類似団体	230.95	214.56	213.66	188.24	184.85																		
		分析・評価		本村は処理場やポンプ場等の大規模施設を保有しておらず、県の流域下水道に接続しているため、汚水処理原価は類似団体より低く抑えられていると考えられます。																			

(キ) 水洗化率

指標の意味	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入の増加を図るため、水洗化率向上の取組が必要です。																						
算 定 式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$																						
水洗化率 (%) <table><thead><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr></thead><tbody><tr><td>明日香村</td><td>92.78</td><td>93.19</td><td>92.75</td><td>92.93</td><td>93.97</td></tr><tr><td>類似団体</td><td>83.16</td><td>82.06</td><td>82.26</td><td>91.37</td><td>91.92</td></tr></tbody></table>							R1	R2	R3	R4	R5	明日香村	92.78	93.19	92.75	92.93	93.97	類似団体	83.16	82.06	82.26	91.37	91.92
							R1	R2	R3	R4	R5												
明日香村	92.78	93.19	92.75	92.93	93.97																		
類似団体	83.16	82.06	82.26	91.37	91.92																		
分析・評価																							
水洗化率は 90%を超えていますが、水質保全や使用料収入の増加の観点から、更に公共下水道への接続促進を図る取組を行う必要があります。																							

② 老朽化の状況

(ア) 有形固定資産減価償却率

指標の意味	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化割合を示しています。 一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。																						
算 定 式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$																						
有形固定資産減価償却率（％） <table><thead><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr></thead><tbody><tr><td>明日香村</td><td>3.19</td><td>6.42</td><td>9.67</td><td>12.90</td><td>16.13</td></tr><tr><td>類似団体</td><td>24.10</td><td>19.93</td><td>21.94</td><td>29.42</td><td>31.14</td></tr></tbody></table>							R1	R2	R3	R4	R5	明日香村	3.19	6.42	9.67	12.90	16.13	類似団体	24.10	19.93	21.94	29.42	31.14
	R1	R2	R3	R4	R5																		
明日香村	3.19	6.42	9.67	12.90	16.13																		
類似団体	24.10	19.93	21.94	29.42	31.14																		
分析・評価	保有する資産は主に管渠、マンホールポンプ施設です。管渠は法定耐用年数を迎えておりませんが、マンホールポンプは一部耐用年数を超えて使用しているものもあります。 なお、下水道事業は令和元年度に法適用しており、有形固定資産の帳簿原価は法適用時の減価償却累計額を控除した金額となっています。そのため、本指標は実際の老朽化割合を表しておりません。																						

(イ) 管渠老朽化率

指標の意味	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す指標で、管渠の老朽化度合を示しています。 一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の更新等の必要性を推測することができます。																						
算 定 式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$																						
管渠老朽化率 (%) <table><thead><tr><th></th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr></thead><tbody><tr><td>明日香村</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr><tr><td>類似団体</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.74</td><td>0.76</td></tr></tbody></table>							R1	R2	R3	R4	R5	明日香村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	類似団体	0.00	0.00	0.00	0.74	0.76
	R1	R2	R3	R4	R5																		
明日香村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																		
類似団体	0.00	0.00	0.00	0.74	0.76																		
		分析・評価																					
		現時点で法定耐用年数の50年を超えた管渠はありません。 供用開始当時に布設された管渠は、40年以上が経過しており、10年以内に法定耐用年数を超える状況です。 今後、管渠の更新時期が集中することが予測されるため、優先順位を付けた計画的な更新が必要となります。																					

(ウ) 管渠改善率

指標の意味	当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。 明確な数値基準はありませんが、数値が1 %の場合、全ての管路を更新するのに 100 年かかる更新ペースであることが把握できます。				
算 定 式	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕) 管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$				
分析・評価					
現時点で法定耐用年数を経過した老朽管が無く、管渠の更新・改良・修繕は実施していません。					

管渠改善率 (%)					
	R1	R2	R3	R4	R5
明日香村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
類似団体	0.10	0.32	0.10	0.07	0.06

③ 経営指標分析の全体総括と課題

経営の健全性・効率性については、経常収支比率は 100%を上回っているものの、経費回収率が 100%を下回っており、一般会計からの繰入金に依存した経営状況となっています。本村の下水道は県の流域下水道に接続しているため処理場やポンプ場等の大規模施設を保有しておらず、施設関連経費の負担が少ないことから、汚水処理原価は類似団体平均と比較しても低い水準となっています。今後も汚水処理費の削減や水洗化率の向上に努めるとともに、使用料水準の見直しを適切に行っていくことにより、経費回収率の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

施設の老朽化の状況については、一部マンホールポンプ施設などの機械装置は法定耐用年数を超えて使用しているものがあるものの、現時点では深刻な状況ではありません。しかし、今後 10 年～20 年の間に法定耐用年数を超える管渠が増加する見込みですので、更新時期が集中しないように、ストックマネジメント計画等に基づいて、投資の平準化を行っていく必要があります。

3. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

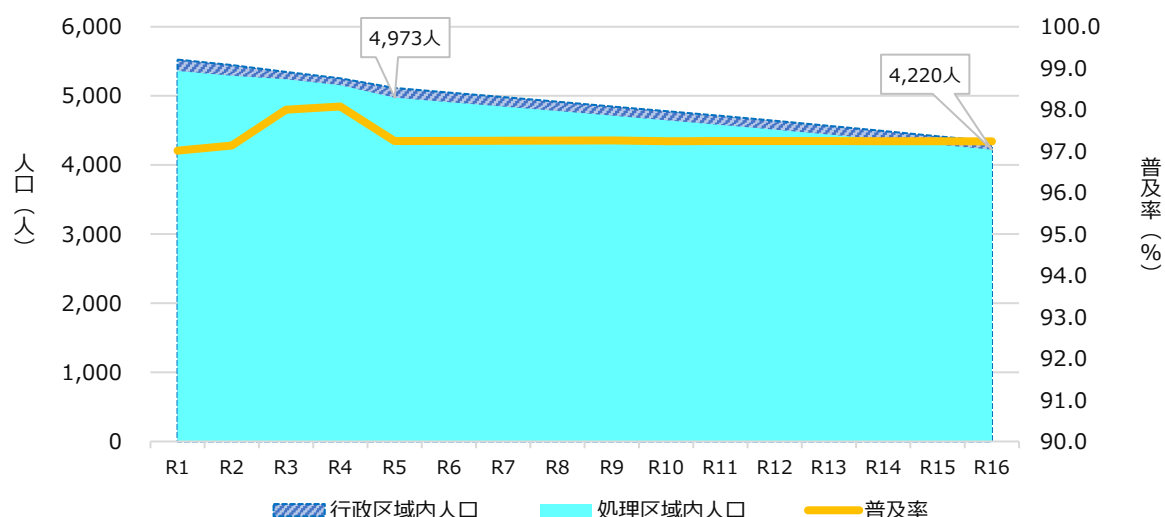
全国的に人口減少が見られるなか、本村の人口も 1990 年以降減少が続いています。本村においては 60 歳以上の人口が多く、若者・子ども世代の人口が少ないことから少子高齢化が進んでいる状況であり、今後も更に人口が減少していくことが予測されています。

本村は「第 5 次総合計画」のなかで、「2060 年に 4,100～4,500 人程度の人口を確保し、将来的に、3,200～4,000 人程度の人口で安定すること」を目指すこととしています。本経営戦略の策定にあたっては、より直近のデータに基づいて人口予測を行うため、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』（令和 5（2023）年推計）の減少率を用いて行政区域内人口の予測を行いました。

処理区域内人口については、行政区域内人口に人口普及率を乗じました。人口普及率については、一定（令和 5 年度末現在実績値 97.2%）で推移するものと仮定しています。

令和 5 年度に 4,973 人であった処理区域内人口は、計画期間終了時の令和 16 年度で 4,220 人となる見通しです。

図 4 処理区域内人口の推移



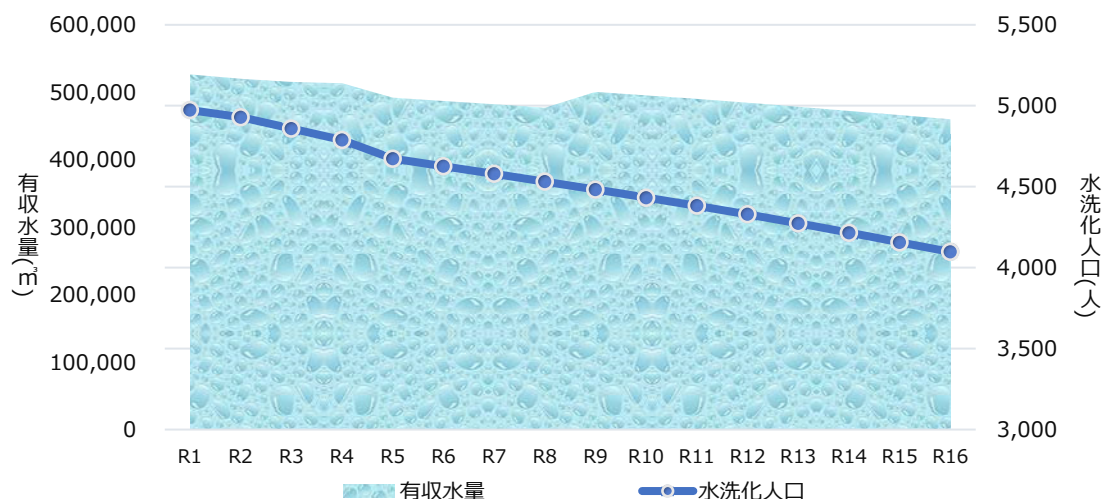
(2)有収水量の予測

有収水量は、生活用排水と事業用排水に分けて予測しました。

生活用排水は水洗化人口に比例するものとして予測しました。水洗化人口は、処理区域内人口に水洗化率を乗じています。水洗化率は徐々に向上していますが、令和5年度末の実績値が93.97%であり100%には至っていません。本経営戦略では、水洗化率が直近5年間と同じような傾きで増加していくものと仮定して水洗化人口を予測しました。水洗化率は増加するものの、処理区域内人口が減少する影響により、水洗化人口も減少していくため、生活用排水の有収水量も減少する予測です。

事業用排水は、宿泊施設の開業による増加を見込んでいます。計画平均汚水量から有収水量を予測し、計画期間内は一定で推移するものと想定しています。

図 5 水洗化人口と有収水量の予測

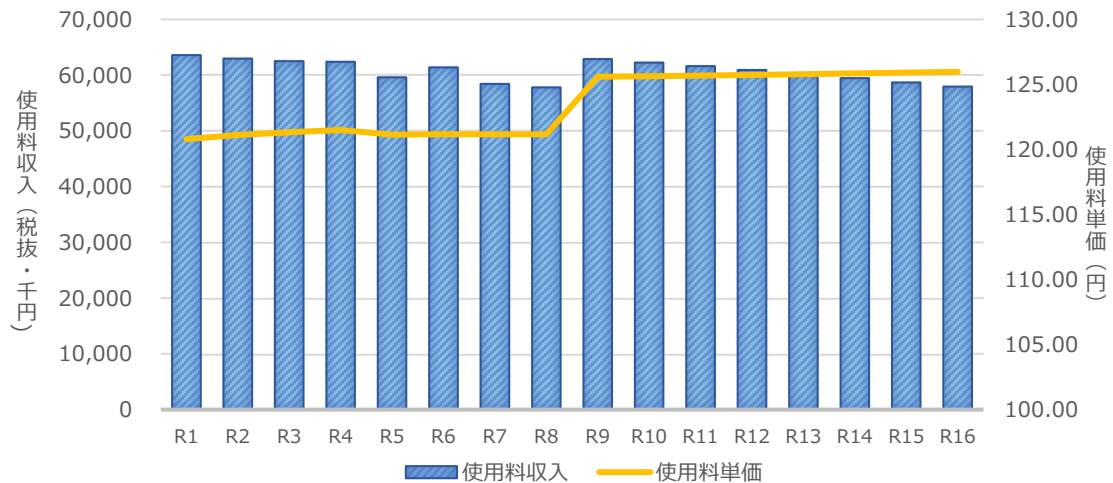


(3)使用料収入の見通し

使用料収入の見通しは、有収水量の予測値に、使用料単価を乗じて算出しました。使用料単価は、料金改定を行わず現行使用料体系のまま据え置くことを仮定しています。

事業用排水の増加によって令和9年度には一時的に増加するものの、その後は人口減少に伴って有収水量も減少していくため、使用料収入も減少する見通しとなりました。

図 6 使用料収入の見通し



(4)施設の見通し

本村の下水道は流域下水道に接続しているため、処理場等の大規模施設を有しておらず、維持管理すべき主要な設備は管路施設及びマンホールポンプ施設です。

管渠については供用開始から30年以上が経過しているものの、法定耐用年数は50年とされており老朽化には至っていないため、更新工事はありません。

一方で、マンホールポンプの法定耐用年数は20年と、管渠に比べて短く、一部は法定耐用年数を超えて使用しているものもあります。

令和3年度から令和4年度にかけて、ストックマネジメント計画を策定するとともに、令和5年度に、より詳細な修繕・改築計画を策定しました。今後は、これらの計画に基づいて施設の修繕や改築を実施していきます。向こう10年間の計画は「5.投資・財政計画（収支計画）（1）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明①収支計画のうち投資についての説明」に記載しています。

(5)組織の見通し

現在、下水道事業には2名の職員が所属しており、今後もこの人数を維持していく予定です。職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務フロー等の充実を図っていきます。

4. 経営の基本方針

下水道事業は、村民が快適な生活を送るために、公衆衛生の確保、生活環境保全、水質保全の観点から、持続的に安定したサービスを提供し、持続可能な社会の構築に貢献することが使命です。

本村では次の基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

快適な生活環境の形成と安全・安心なまちづくり

下水道の普及・啓発を行うことにより水洗化率を高め、清潔で衛生的な生活環境が保たれるまちづくりをめざします。

具体的な施策として、水洗化義務期限である3年を経過した下水道未接続世帯に対し継続的に戸別訪問を行い、下水道接続の啓発指導や村の融資制度の説明を行うなど、水洗化促進に向けた積極的な働きかけを行い、水洗化率の向上につなげます。

指標	令和5年度	令和11年度	令和16年度
	現状	中間目標	最終目標
水洗化率	93.97%	95.50%	97.00%

持続可能な、効率的で健全な事業運営

下水道事業を将来にわたって持続的・安定的に運営するためには、経営の健全化が必要です。業務内容を見直し、無駄を省いた効率的な事業運営を行うとともに、原価に見合った適正な使用料の確保をめざします。

指標	令和5年度	令和11年度	令和16年度
	現状	中間目標	最終目標
経費回収率	80.75%	82.00%	83.50%

5. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 投資・財政計画（収支計画）の説明

「投資・財政計画（収支計画）」は別紙 1 のとおりです。

（ア）収益的収支

収益的収入は主に使用料収入、一般会計からの補助金及び長期前受金戻入です。収益的支出は主に職員給与費、流域下水道維持管理費負担金や委託料などの経費及び減価償却費、支払利息です。

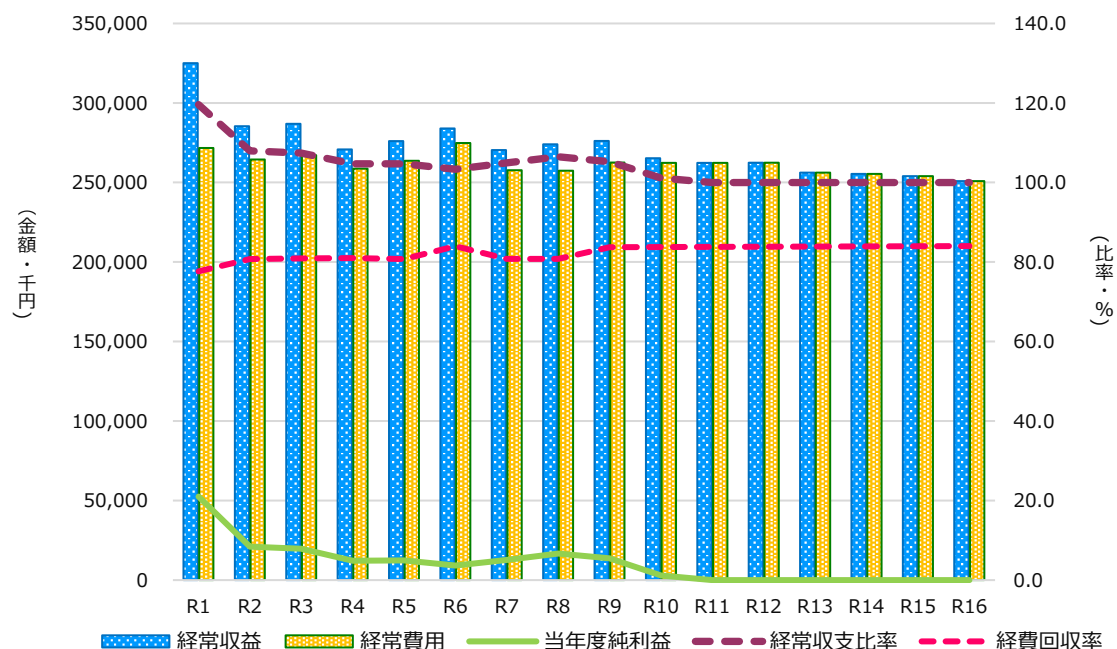
収益的収入については、使用料収入と長期前受金戻入は一時増加するものの計画期間途中から減少に転じ、一般会計からの補助金は期間を通じて減少傾向にあるため、収益的収入全体では減少していく見込みです。

収益的支出については、経費は概ね横ばいで推移するものの、減価償却費は一時増加したあと計画期間途中から減少に転じ、支払利息は期間を通じて減少傾向にあるため、収益的支出全体で見ると減少していく見込みです。

収益的収入と収益的支出を比較すると、収益的収入の減少幅の方が大きいため、当年度純利益は徐々に縮小していき、令和 11 年度以降はゼロとなる予測です。

また、経費回収率については、宿泊施設開業により使用料単価が上昇することが期待されるものの、汚水処理原価を賄えるまでには至らず、数パーセントの上昇にとどまる予想です。

図 7 収益的収支



(イ) 原価計算

原価計算の内訳は、別紙 2「原価計算表」に記載のとおりです。

原価計算表は、(公社)日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方(2016 年度版)」の考え方に従い、汚水に係る維持管理費及び資本費から公費負担分を除いた額を使用料対象経費としています。ただし、資産維持費³については、現時点では算定方法が整理できていないことから今回は計上していません。また、使用料算定期間は令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間としました。

使用料対象経費に対する使用料の割合は約 83%となり、これは、本来使用料収入で賄うべき経費が使用料で賄えていない状況を示しています。

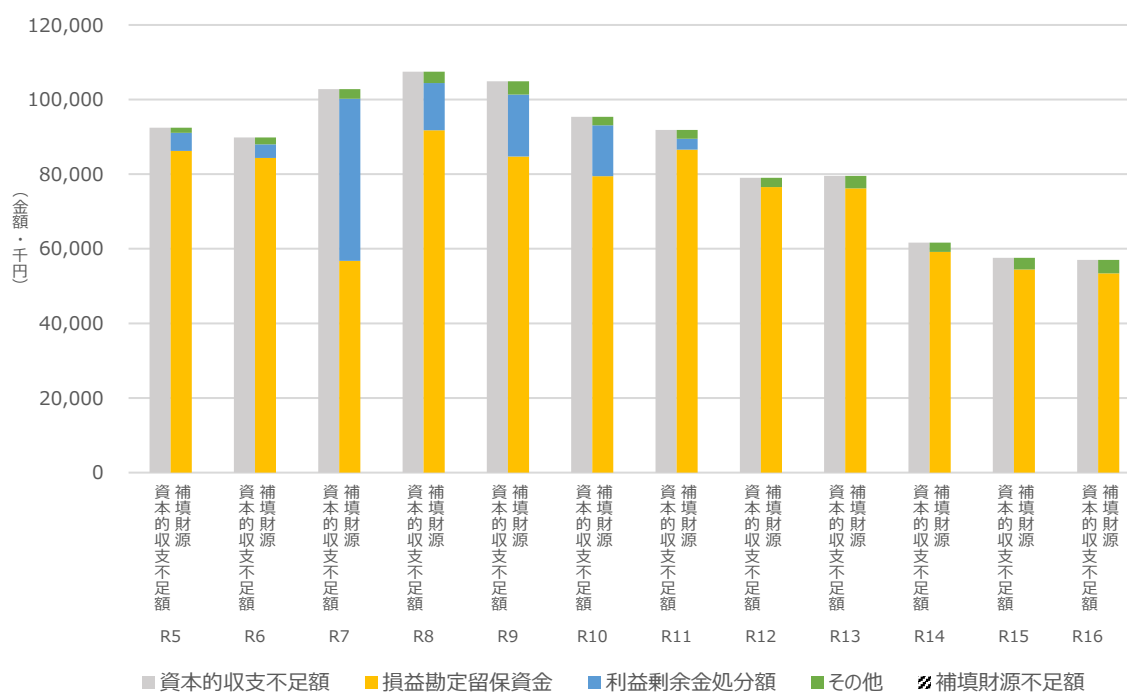
³ 将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定するもの。

(ウ) 資本的収支

資本的収入は主に企業債、他会計出資金、国庫補助金で、資本的支出は主に建設改良費と企業債償還金です。

資本的収支不足額は損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填できる見込みです。

図 8 資本的収支不足額と補填財源



② 収支計画のうち投資についての説明

令和３年度から令和４年度にかけてストックマネジメント計画の策定を行いました。今後はストックマネジメント計画に基づき、適切な点検・調査及び修繕・改築を行うことによって、老朽化に起因する事故等の未然防止とライフサイクルコストの低減を図ります。

（ア）建設改良費について

ストックマネジメント計画に基づき、管路施設及びマンホールポンプ施設の健全度やリスクの状況に応じた優先順位をつけて修繕・改築を実施する予定です。

事業費は、計画期間の令和７年度～令和１６年度の１０年間で約４.２億円を見込んでいます。

また、県の流域下水道に建設負担金の支払いが発生する見込みです。

事業費、流域下水道負担金、人件費・諸経費を合わせて、計画期間における建設改良費は総額５.７億円を計上しています。

ストックマネジメント計画のうち、第１期～第３期までの事業内容と建設改良費の内訳は次ページの図表のとおりです。

図 9 投資計画

単位：千円・税込み

		計画期間		第 1 期				第 2 期	
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
ストマネ事業計画	管渠	基本方針							
	マンホール蓋	基本方針		調査				設計	工事
	マンホールポンプ施設		基本方針	調査 修繕・改築計画	設計	工事	修繕・改築計画	調査	
事業費（ストマネ）		21,681	16,940	13,005	16,390	29,900	48,200	62,200	26,200
流域下水道負担金		1,523	1,257	1,110	1,950	1,363	1,392	1,422	1,452
職員給与費・事務費		1,435	1,362	1,330	12,790	12,837	12,885	12,933	12,981
建設改良費合計		24,639	19,559	15,445	31,130	44,100	62,477	76,555	40,633

		第 2 期			第 3 期				
		R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
ストマネ事業計画	管渠		調査	修繕・改築計画	設計				
	マンホール蓋	工事	調査		調査	工事			修繕・改築計画
	マンホールポンプ施設			修繕・改築計画	設計	工事	工事		
事業費（ストマネ）		28,700	32,200	54,200	30,700	49,200	61,700	55,200	69,500
流域下水道負担金		1,483	1,515	1,547	1,580	1,614	1,649	1,684	1,720
職員給与費・事務費		13,030	13,079	13,129	13,179	13,229	13,279	13,329	13,380
建設改良費合計		43,213	46,794	68,876	45,459	64,043	76,628	70,213	84,600

③ 収支計画のうち財源についての説明

投資の財源は国庫等補助金を確保したうえで、企業債や内部留保資金などを適切なバランスで組み合わせ、将来にわたって財務的健全性を損なわないよう、財源構成を検討します。

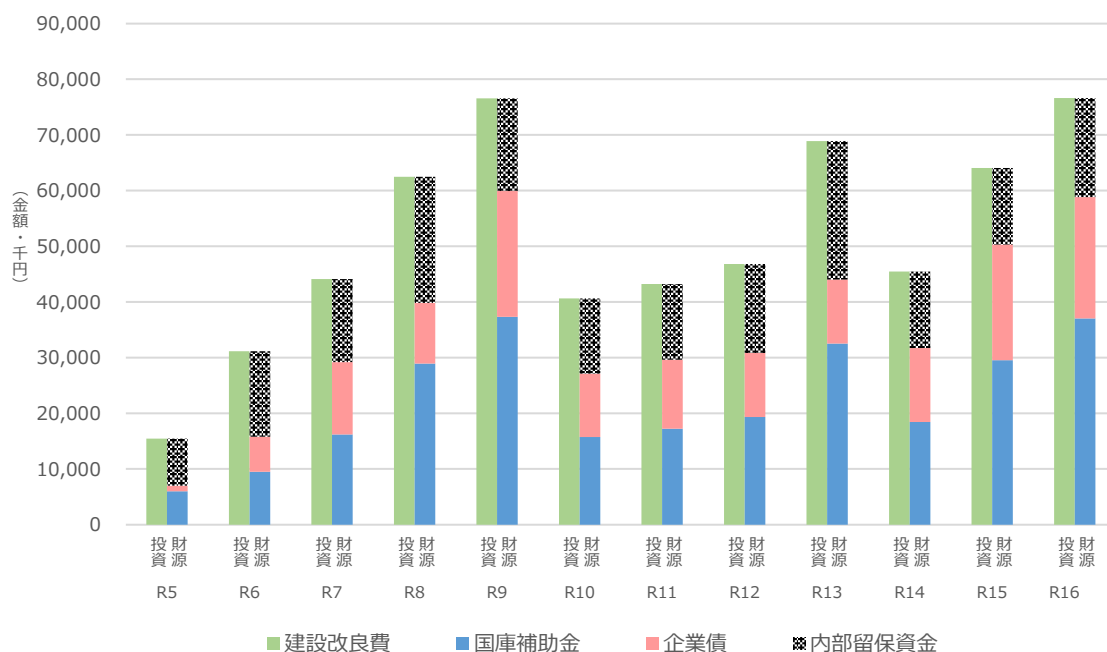
(ア) 使用料収入

使用料収入の積算方法については、「3.将来の事業環境(3)使用料収入の見通し」で示したとおりです。

(イ) 建設改良費の財源

建設改良費の財源は、補助対象事業費に対して国庫補助金を補助率 60%で見込んでいます。残りの事業費と流域下水道負担金に対しては企業債を借入れ、人件費やその他の諸経費に対しては内部留保資金を充当します。

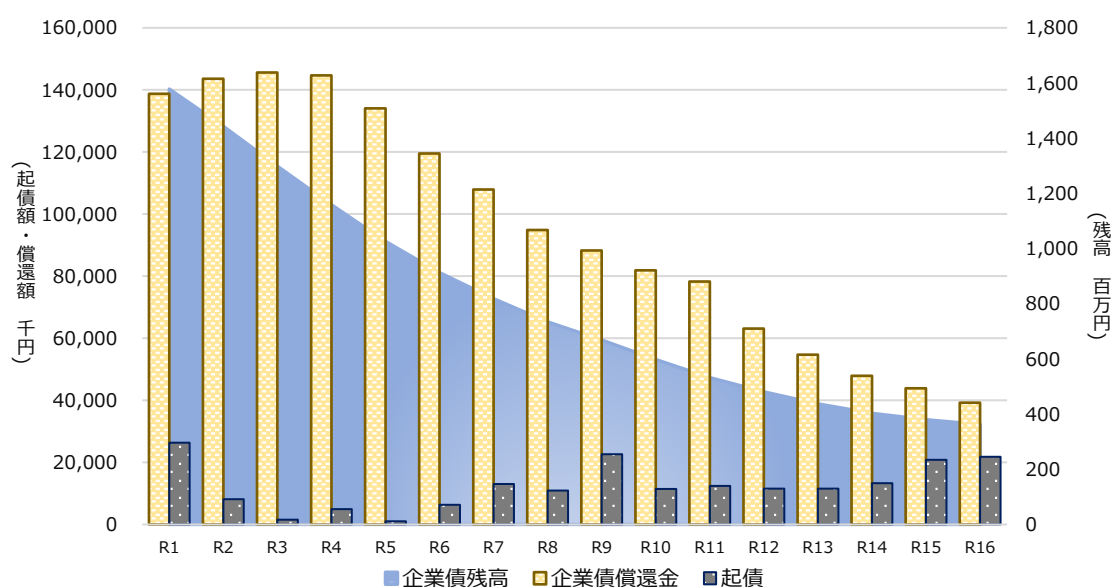
図 10 建設改良費の財源



(ウ) 企業債償還金の財源

新規に発行する企業債の発行条件は、償還期間 40 年（5 年据置）、元利均等償還、年利率 2.3% として償還額を算定しました。企業債償還金の財源は、一般会計出資金と内部留保資金を見込んでいます。計画期間においては、起債額より償還額の方が多いため企業債残高は減少していく見込みです。

図 11 起債額・償還額および企業債残高の推移

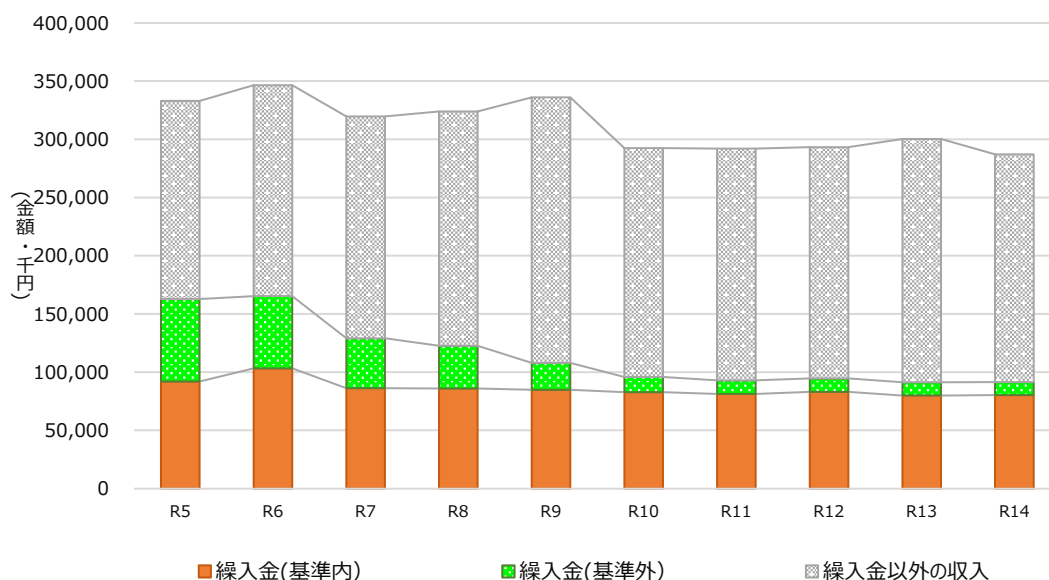


(エ) 繰入金について

一般会計繰入金は、収支均衡する（当年度純損失とならない）ように不足額を繰り入れることとしました。

基準外繰入金（総務省から通知される「地方公営企業繰出金について（通知）」による繰出基準に該当しない繰入金）の額は徐々に減少していくものの、計画期間の 10 年間は毎年必要となる見通しです。

図 12 総収入に対する一般会計繰入金の内訳



④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 職員給与費

1人あたりの職員給与費に職員数を乗じて算定しています。1人あたりの職員給与費は令和6年度の決算見込額を基準とし、過去10年間の人事院勧告の改定率を参考にして定めたベースアップ率を加味して算定しました。

(イ) 動力費

汚水処理量1m³あたりの動力費に汚水処理量の予測値を乗じて算定しています。1m³あたりの動力費は令和5年度の決算値と汚水処理量に基づいて算出し、物価上昇率を加味しました。汚水処理量は「有収水量÷有収率(令和5年度の実績値一定)」で予測しています。

(ウ) 流域下水道維持管理費負担金

県の流域下水道に接続しているため、維持管理費相応の負担分として流域下水道維持管理費負担金を支払っています。毎年の流域下水道維持管理費負担金は汚水処理量の予測に1m³あたりの負担金の額を乗じて算定しました。汚水処理量1m³あたりの負担金は、令和6年度の決算見込額と見込汚水処理量に基づいて算定しました。

(エ) その他の経費

令和元年度から令和5年度の平均値に物価上昇率を加味して算定しました。
委託料のうち毎年度経常的に発生しないものについては、個別に見積額を計上しています。

(オ) 減価償却費

令和5年度までに取得した資産の減価償却費は固定資産システムより推計しました。令和6年度以降に取得予定の資産については、取得資産に応じた法定耐用年数で減価償却費を算定しています。なお、固定資産の財源（国庫補助金）についても、取得資産に応じた耐用年数で収益化（長期前受金戻入）しています。

(カ) 支払利息

令和5年度までに発行した企業債に係る支払利息は償還スケジュールと約定利率に基づき計上しました。令和6年度以降の起債については、返済期間40年（据置期間5年）元利均等償還、年利率2.3%で利息金額を算定しています。

(2)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	本村では県の流域下水道に接続しているため、広域化は導入済みです。今後は、事務の共同化等の実施可能性を近隣自治体と協議のうえ検討していきます。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき、施設の老朽化の度合いや耐震性能等を考慮した上で、優先度の高いものから更新を実施していきます。
民間活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)	国の方針により、令和9年度以降污水管の改築を実施する場合はウォーターPPPの導入を決定済みであることが、社会資本整備総合交付金の交付要件となることから、早期に導入を検討していきます。
その他の取組	維持管理業務にDXの取組を行っています。具体的には、マンホールポンプのクラウド監視システムにAIを導入し、異常検知を早期に行うことにより故障を未然に防ぐことが可能となっています。また、ICTの活用により、修繕、更新履歴や点検結果などの様々な情報を一元管理し、効率的な維持管理が可能となっています。 今後もDXやGXの取組について積極的に情報収集し、導入の検討を行っていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	宿泊施設等の企業誘致による大口使用者の増加により収入の増加が見込まれています。使用料水準の適正化については、その収入増加を受けて改めて検討を行い、見直しを進めます。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産等は保有していません。
その他の取組	該当事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、P P P / P F I など)	包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI などについては、今後も事例研究などを行い、どのような手法により事業実施をするのが最も適切であるか、その効果を勘案しながら、調査し検討していきます。
職員給与費に関する事項	日々の業務は最小限の職員数により実施していると考えています。今後、業務内容の見直し、業務の効率化を模索し、職員給与費の削減が可能であるかを検討していきます。
動力費に関する事項	更新時には、各設備を省電力なものに変更することを検討し省力化などの検討をしています。
薬品費に関する事項	該当事項はありません。
修繕費に関する事項	既存施設の定期的な保守点検を実施し、劣化状況に応じて補修を行うことにより故障を未然に防ぎ、ライフサイクルコストの抑制を図ります。
委託費に関する事項	今後も、民間委託を行うことによる経済性と業務の効率性、技術継承の面などを考慮して、業務の委託内容と範囲を検討していきます。 また、委託料については、業務内容を勘案して適正な水準となっているか検証を行います。
その他の取組	諸経費については、契約金額または購入金額の適正化に努めます。

(3)経費回収率の向上に向けた取組(ロードマップ)

計画期間中は経費回収率が100%を下回る予測となっており、使用料で賄うべき経費を使用料で賄えていない状況が継続するとみられます。

経費回収率の向上により収支構造の適正化を図るための取り組みとして、費用削減と収入増加のための取組の両面で経営努力を行うことが必要となります。これらの取組と実施時期を「経費回収率の向上に向けたロードマップ」として示します。

なお、このロードマップは、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡 令和2年7月22日）に基づき作成しています。

(ア) 費用削減のための取組

- ・ストックマネジメント計画に基づく施設の修繕および改築によるライフサイクルコストの低減

ストックマネジメント計画に基づき、施設の老朽化の度合いや耐震性能等を考慮した上で、最適な手法やタイミングでの修繕や改築を行い、ライフサイクルコストの低減に努めます。

- ・DX・GXの取組

DX・GXの取組を通じて、経費の削減に資する施策を検討していきます。

(イ) 収入増加のための取組

- ・水洗化率の向上

水洗化率の向上に向けて、供用開始後3年を経過しても宅内工事が未着手の家庭に対して、戸別訪問を行うなど、公共下水道への接続に対する意識付けを行っていきます。また、未接続の理由の一つに、接続に係る工事費の負担があると考えられるため、排水設備工事を行う際の無利息による水洗便所改造資金貸付制度を継続し、加入促進を行っていきます。

- ・宿泊施設等の企業誘致による大口使用者の増加と使用料適正化の検討実施

村の総合戦略として、豊富な観光資源を活用するため、観光産業の起業促進や企業誘致を行っています。これにより大口使用者の拡大を図り、使用料収入の増加をめざします。また、それを受けて改めて使用料の適正化の検討を実施します。

図 13 経費回収率の向上に向けたロードマップ

			実施時期								
			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
具体的な取組	費用削減	ストックマネジメント計画によるライフサイクルコストの低減	取組継続								
		DX・GXの取組	取組継続								
	収入増加	水洗化率の向上	取組継続								
		大口使用者増加	取組継続								
		使用料適正化	検討⇒必要な場合使用料改定								
			令和5年度			令和11年度			令和16年度		
			現状			中間目標			最終目標		
水洗化率			93.97%			95.50%			97.00%		
経費回収率			80.75%			82.00%			83.50%		

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

今年度策定した経営戦略については今後、PDCA サイクルにより、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理（モニタリング）を行い、5年毎の検証・見直し（ローリング）を実施します。

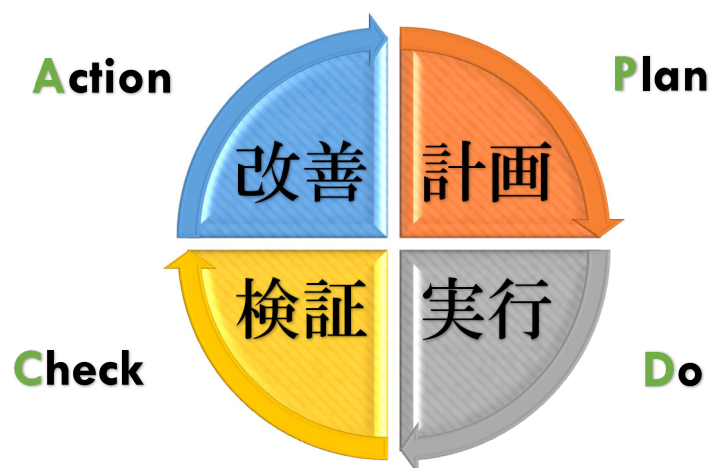
○毎年度の進捗管理（モニタリング）

- ・投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認
- ・著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- ・経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認

○5年毎の検証・見直し（ローリング）

- ・投資・財政計画の実績推移の把握
- ・計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- ・投資計画の内容の精査
- ・新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証
- ・経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定

図 14 PDCA サイクルのイメージ



(単位:千円,%)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		(決 算)	〔 決 算 算 込 〕										
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	59,872	61,575	58,632	58,001	63,078	62,435	61,806	61,125	60,394	59,651	58,894	58,151
	(1) 料 金 収 入	59,602	61,365	58,423	57,792	62,869	62,226	61,597	60,916	60,185	59,442	58,685	57,942
	(2) 雨 水 処 理 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 受 託 事 業 収 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) そ の 他	270	210	209	209	209	209	209	209	209	209	209	209
	2. 営 業 外 収 益	216,136	222,402	211,745	216,017	213,055	202,837	200,523	201,245	195,821	195,736	195,041	192,739
	(1) 補 助 金	114,055	120,370	109,075	112,654	107,869	95,892	93,016	94,571	91,366	91,480	92,493	90,253
	他 会 計 補 助 金	112,790	120,370	109,075	112,654	107,869	95,892	93,016	94,571	91,366	91,480	92,493	90,253
	そ の 他 補 助 金	1,265	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 入	102,070	102,022	102,669	103,362	105,185	106,944	107,506	106,673	104,454	104,255	102,547	102,485
(3) そ の 他	11	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用 (C)	276,008	283,977	270,377	274,018	276,133	265,272	262,329	262,329	256,215	255,387	253,935	250,890
	(1) 職 員 給 与 費	242,894	256,258	242,357	243,721	250,175	251,012	252,128	253,144	247,745	247,565	246,626	243,884
	基 本 給 付 金	9,122	10,055	10,107	10,159	10,211	10,263	10,316	10,370	10,424	10,478	10,532	10,586
	退 職 給 付 金	4,568	4,640	4,684	4,712	4,736	4,761	4,786	4,811	4,836	4,861	4,886	4,911
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 経 営 費	4,554	5,415	5,443	5,471	5,499	5,527	5,555	5,584	5,613	5,642	5,671	5,700
	動 力 費	45,482	57,964	42,696	42,544	45,932	43,776	43,630	45,461	43,267	43,070	44,869	42,675
	修 繕 費	503	746	503	503	529	529	529	528	527	525	524	525
	委 託 料 金	3,242	3,001	1,990	2,033	2,077	2,122	2,168	2,214	2,261	2,309	2,359	2,410
	流 域 下 水 道 負 担 金	12,242	20,457	9,278	9,373	11,468	9,564	9,661	11,761	9,861	9,963	12,065	10,167
経 常 損 益	そ の 他	27,052	29,091	28,800	28,490	29,693	29,376	29,067	28,732	28,371	28,005	27,632	27,266
	(3) 減 価 償 却 費	2,443	4,669	2,125	2,145	2,165	2,185	2,205	2,226	2,247	2,268	2,289	2,310
	(4) 資 産 減 耗 費	188,290	188,239	189,554	191,018	194,032	196,973	198,182	197,313	194,054	194,017	191,225	190,623
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営 業 外 費 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 支 払 利 息	20,761	18,554	15,365	13,673	12,294	11,336	10,201	9,226	8,470	7,822	7,309	7,006
	(2) そ の 他	20,037	17,600	14,750	13,058	11,679	10,721	9,586	8,611	7,855	7,207	6,694	6,391
	支 出 の 他	724	954	615	615	615	615	615	615	615	615	615	615
	経 常 損 益 (C)-(D)	263,655	274,812	257,722	257,394	262,469	262,348	262,329	262,370	256,215	255,387	253,935	250,890
	特 別 損 益 (E)	12,353	9,165	12,655	16,624	13,664	2,924	0	0	0	0	0	0
特 別 損 失 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G)	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G)	0	△ 46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	12,353	9,119	12,655	16,624	13,664	2,924	0	0	0	0	0	0	0
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	17,194	12,792	56,147	29,279	30,288	16,588	2,924	0	0	0	0	0	0
流 動 資 産 (J)	72,083	79,430	78,746	78,599	79,779	79,630	80,821	94,923	108,318	138,912	173,152	207,878	
流 動 負 債 (K)	うち 現 金 預 金	58,230	65,167	65,167	65,167	65,167	65,167	66,505	80,764	94,330	125,096	159,512	194,410
	うち 未 収 金	13,853	14,263	13,579	14,432	14,612	14,316	14,159	13,988	13,816	13,640	13,468	13,468
	うち 建 設 改 良 費 分	153,362	141,903	128,865	122,307	115,901	112,304	97,113	88,709	81,942	77,911	73,263	69,568
	うち 一 時 借 入 金	119,325	107,864	94,824	88,264	81,856	78,257	63,064	54,658	47,889	43,856	39,206	35,509
	うち 未 払 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流 動 負 債 (K)	33,317	33,317	33,317	33,317	33,317	33,317	33,317	33,317	33,317	33,317	33,317	33,317
累 積 欠 損 金 比 率 ((I)/(A)-(B) ×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B)	59,872	61,575	58,632	58,001	63,078	62,435	61,806	61,125	60,394	59,651	58,894	58,151	57,942
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) ×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 務 模 式 (P)	59,872	61,575	58,632	58,001	63,078	62,435	61,806	61,125	60,394	59,651	58,894	58,151	57,942
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) ×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

投資・財政計画
(収支計画)

(法適用企業・資本的収支) (単位:千円)

年 度 区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		(決 算)	[決 算 込]										
資本的収入	1. 企業債のうち資本費平準化債	1,000	6,300	13,000	10,900	22,600	11,400	12,400	11,500	11,500	13,300	20,800	21,800
	2. 他会計出資金	50,000	45,000	20,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 国庫補助金	6,000	9,500	16,200	28,920	37,320	15,720	17,220	19,320	32,520	18,420	29,520	37,020
	8. 都道府県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. その他	0	1,740	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	57,000	62,540	49,200	49,820	59,920	27,120	29,620	30,820	44,020	31,720	50,320	58,820
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度同意債等で今年度収入分 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-[(B)+(C)] (D)	57,000	62,540	49,200	49,820	59,920	27,120	29,620	30,820	44,020	31,720	50,320	58,820
	1. 建設改良費のうち職員給与費	15,445	31,130	44,100	62,477	76,555	40,633	43,213	46,794	68,876	45,459	64,043	76,628
	2. 企業債償還金	134,015	119,500	107,864	94,824	88,264	81,856	78,257	63,064	54,658	47,889	43,856	39,206
3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. その他	1	1,740	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (E)	149,461	152,370	151,964	157,301	164,819	122,489	121,470	109,858	123,534	93,348	107,899	115,834	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(D) (F)	92,461	89,830	102,764	107,481	104,899	95,369	91,850	79,038	79,514	61,628	57,579	57,014	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	86,220	84,318	56,734	91,774	84,709	79,440	86,563	76,540	76,207	59,170	54,440	53,414
	2. 利益剰余金処分数額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 積立金取崩額	4,840	3,673	43,492	12,655	16,624	13,664	2,924	0	0	0	0	0
	4. その他	1,401	1,839	2,538	3,052	3,566	2,265	2,363	2,498	3,307	2,458	3,139	3,600
計 (G)	92,461	89,830	102,764	107,481	104,899	95,369	91,850	79,038	79,514	61,628	57,579	57,014	
補填財源不足額 (F)-(G) (H)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (I)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (J)		1,025,822	912,797	817,933	734,009	668,345	597,889	532,032	480,468	437,310	402,721	379,665	362,259

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		(決 算)	[決 算 込]										
収益的収支	うち基準内繰入金	112,790	120,370	109,075	112,654	107,869	95,892	93,016	94,571	91,366	91,480	92,493	90,253
	うち基準外繰入金	91,246	103,277	86,262	85,944	84,776	82,831	81,306	83,022	79,991	80,281	81,473	79,410
	計	21,544	17,093	22,813	26,710	23,093	13,061	11,710	11,549	11,375	11,199	11,020	10,843
資本的収支	うち基準内繰入金	50,000	45,000	20,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	694	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	49,306	45,000	20,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		162,790	165,370	129,075	122,654	107,869	95,892	93,016	94,571	91,366	91,480	92,493	90,253

原価計算表

供用開始年月日
処理区域内人口
計算期間

平成4年5月15日
4973人
自7年4月至12年3月
(5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 59,602	千円 60,581	千円	千円 60,581
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	216,406	209,045		209,045
合 計	276,008	269,626	0	269,626

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	給 料	千円	千円	千円
	人件費			0
	諸手当			0
	福利費			0
	修繕費	3,242	2,078	2,078
	材料費			0
	路面復旧費			0
小	委託料	5,460	4,474	4,474
	その他	1,725	1,379	1,379
	計	10,427	7,931	7,931
総係費	給 料	4,568	4,712	4,712
	人件費			4,108
	諸手当	3,224	4,108	1,391
	福利費	1,330	1,391	27,981
	流域下水道管理運営費負担金	27,052	29,085	1,104
	委託料	6,782	5,395	5,395
	その他	1,945	1,920	1,920
小	計	44,901	46,611	1,104
資本費	支 払 利 息	20,037	11,959	11,959
減 価 償 却 費		188,290	193,952	185,992
企 業 債 取 扱 諸 費		0	0	0
小	計	208,327	205,911	19,919
合 計 (Y)	263,655	260,453	187,096	73,357

資 産 維 持 費 (Z)	
使用料対象経費(Y) + (Z)	73,357

$$(X) \div ((Y) + (Z)) * 100 = 82.58$$

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。